

兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則（芸術文化課）	1
○ 兵庫県立生活科学総合センター管理規則の一部を改正する規則（消費生活課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則（規則第14号）

兵庫陶芸美術館の来館者の利便性を高めるため、同館の展示室の開館時間を見直すこととした。

●兵庫県立生活科学総合センター管理規則の一部を改正する規則（規則第15号）

兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立消費生活総合センターが、これまで兵庫県立生活科学総合センターが担ってきた消費生活相談及び市町の消費生活センターに対する必要な援助に係る業務を担うこととすること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第14号

兵庫陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則

兵庫陶芸美術館管理規則（平成17年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり」を「9時から21時までの間において、知事が定める時間」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



兵庫県立生活科学総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第15号

兵庫県立生活科学総合センター管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立生活科学総合センター管理規則（平成20年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県立消費生活総合センター管理規則

第1条中「兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例」を「兵庫県立消費生活総合センターの設置及び管理に関する条例」に、「兵庫県立生活科学総合センター（）」を「兵庫県立消費生活総合センター（）」に改める。

第6条第1項中「兵庫県立生活科学総合センター利用許可申請書」を「兵庫県立消費生活総合センター利用許可申請書」に改める。

第7条第3号中「試験及び研究等」を「活動」に改める。

第8条第1項中「兵庫県立生活科学総合センター利用許可書」を「兵庫県立消費生活総合センター利用許可書」に改める。

第10条第1項中「兵庫県立生活科学総合センター利用内容変更承認申請書」を「兵庫県立消費生活総合センター利用内容変更承認申請書」に改める。

第13条第1項第1号中「科学的生活の推進並びに消費者の利益の擁護及び増進」を「安全で安心な消費生活の実現」に、「試験及び研究等」を「活動」に改め、同条第2項中「兵庫県立生活科学総合センター使用料免除申請書」を「兵庫県立消費生活総合センター使用料免除申請書」に改める。

第14条第2項中「兵庫県立生活科学総合センター使用料還付請求書」を「兵庫県立消費生活総合センター使用料還付請求書」に改める。

様式第1号中「兵庫県立生活科学総合センター利用許可申請書」を「兵庫県立消費生活総合センター利用許可申請書」に改める。

様式第2号中「兵庫県立生活科学総合センター利用内容変更承認申請書」を「兵庫県立消費生活総合センター利用内容変更承認申請書」に改める。

様式第3号中「兵庫県立生活科学総合センター使用料免除申請書」を「兵庫県立消費生活総合センター使用料免除申請書」に改める。

様式第4号中「兵庫県立生活科学総合センター使用料還付請求書」を「兵庫県立消費生活総合センター使用料還付請求書」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。